	⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具又は隔離ほ場で作業した者の靴等は、作業終了後隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残さ、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸に掲げる事項を、使用等をする者に遵守させる。 ⑺　使用する組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。

承認番号　16－26Ｐ－0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　東北大学 学長　里見　　進 宮城県仙台市青葉区片平二丁目１番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	Rubisco生産抑制イネ（*RBCS2*-antisense, *Oryza sativa* L.）（ＡＳ－71）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：宮城県大崎市鳴子温泉字蓬田232番３号 名　　称：東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター隔離ほ場 使用期間：承認日から平成31年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　隔離ほ場施設（東西約56m×南北約95m）内の砂質水田（東西25m×南北20m）を使用する。本隔離ほ場の排水は、施設内周辺の排水パイプに回収され、ため池に入り、循環する設備となっている。なお、排水路を通して循環される水の一部は、この隔離ほ場の土質は火山灰土壌であるため排水性が良く、結果として浸透する。しかし、浸透であるため、種子の隔離ほ場外への流出はない。また、二重の安全のために、隔離ほ場の周囲（フェンスの内側）に、深さ30cmの堀を築き、時間雨量300㎜程度でも、種子が隔離ほ場外に流れることはない設計となっている。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンス（高さ185cmの５cmメッシュのフェンスを50cm四方のブロック塊支柱に埋め込む。）を設置している。 ⑶　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。 ⑷　花粉の飛散を防止するために、隔離ほ場から東側の一般農家ほ場と西側の研究ほ場側は高さ20m以上の樹木（防風林）で覆われている。また花粉の飛散や小動物による種子の隔離ほ場外への流出を防ぐために、イネの最終葉である止葉の出現したときから収穫時までは、防雀網（２cmメッシュ）を、栽培しているイネを覆うように設置する。 ⑸　本隔離ほ場には、使用した機械、器具、靴等に付着した土を洗浄するための洗場を設置している。 ⑹　本隔離ほ場は、直近の一般農家水田からおよそ400m、また直近の東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センターの実験ほ場（水田）からおよそ200m離れた場所に位置する。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　本遺伝子組換えイネ及び比較対象のイネ品種以外の交配可能な植物が隔離ほ場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に運搬する場合は、当該イネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。本遺伝子組換えイネを保管する場合には、当該イネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。 ⑶　隔離ほ場内の栽培実験区画で栽培したイネの残さ及び発生した植物は、試験終了後速やかに隔離ほ場内に鋤き込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような容器に納め、オートクレーブにより不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具又は隔離ほ場で作業した者の靴等は、作業終了後隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残さ、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸に掲げる事項を、使用等をする者に遵守させる。 ⑺　使用する組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町濁谷字宮ノ谷一　三六五、三六六、字宮ノ谷二　三七〇から三七二まで、字下町屋敷廻リ三八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

２　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字広久保一八二五（次の図に示す部分に限る。）、字ホト石一八二九、字カワコ岩一八三二、一八三三、字カキノ木沢一八三四、一八三五、字魚留一八三七